

佐世保市障がい者プラン及び障がい福祉計画について

1 根拠法令

| 名称 | 根拠法令 | 法令で定める名称 | 内容 |
|---------|--------------|-----------|--|
| 障がい者プラン | 障害者基本法第9条第3項 | 市町村障害者計画 | 当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画。 国の「障害者基本計画」及び「都道府県障害者計画」を基本とし、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ策定する。 |
| 障がい福祉計画 | 障害者自立支援法第88条 | 市町村障害福祉計画 | 障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画 |

2 計画策定の基本的視点（計画の位置付け・期間等）

「障がい福祉計画」は、「障がい者プラン」の中の「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画的なものとして3年を1期として策定する短期の計画で、「障がい者プラン」は、国の「障害者基本計画」及び「都道府県障害者計画」を基本とし、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ策定する、障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画である。

現計画は「障がい者プラン」及び「障がい福祉計画」を一体とし、平成21年度から平成23年度の3年間を計画期間として策定しており、今年度が現計画の最終年度になるため、次期計画の策定が必須となる。

障がい福祉計画は次期計画で第3期となり、現基本方針の基本的理念・基本的考え方、計画に定める事項等については第2期と考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行うとしている。

しかし、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の施行が平成25年8月に控えているため、次期計画期間中に計画の見直すこととなる可能性がある。よって、次期計画も今計画と同様、「障がい者プラン」及び「障がい福祉計画」を一体として3年間を計画期間とする。

今回の策定において、既に国から法改正の方向性が示されている内容については、新計画にできるだけ反映しておく必要がある。

障害者基本法については、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生できる社会の実現」を目標として、地域社会における共生を阻む社会的障壁の除去への配慮、障がいのある子どもとその保護者が地域社会において支援を受けられるための施策、さらには、選挙や司法手続きにおける配慮等も求められている。

また、障害者自立支援法についても、発達障がい対象となることを法律上明示し、利用者負担は応能を原則に見直すほか、「相談支援の充実」、「障がい児支援の強化」、「地域における自立した生活のための支援の充実」などの内容が明らかになっている。

策定期間中の国や県の動向を見ながら、次期計画にどこまで盛り込むか検討する必要がある。

3 計画策定・実施期間について

| 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------|-------------|-------------------|-------------|
| 障がい者プラン策定年度 | 障がい者プラン計画期間 | | | | | 第1期福祉計画期間 | 第2期福祉計画策定年度 | 障がい者プラン・第2期福祉計画期間 | 第3期福祉計画策定年度 | 障がい者プラン・第3期福祉計画期間 | 第4期福祉計画策定年度 |
| | 第1期福祉計画策定年度 | 第1期福祉計画策定年度 | 第2期福祉計画策定年度 | 第3期福祉計画策定年度 | | | | | | | |
| | | | | | 第1期福祉計画策定年度 | 第2期福祉計画策定年度 | 第3期福祉計画策定年度 | 第4期福祉計画策定年度 | | | |
| | 第1期福祉計画策定年度 | 第2期福祉計画策定年度 | 第3期福祉計画策定年度 | 第4期福祉計画策定年度 | | | | | | | |

現計画の期間 平成21年度から平成23年度まで
 次計画の期間 平成24年度から平成26年度まで

4 現計画の主な内容

- 第1章 計画の概要
- 第2章 佐世保市の現状
- 第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み
- 第4章 障がい福祉サービスの事業量の見込み
- 第5章 計画の推進体制

5 計画策定のポイント

◎ 国は障害者総合福祉法(仮称)の制定を平成25年8月を目指し検討していることから、次期計画期間中に計画を見直す可能性があることを踏まえ、次期計画は、現計画の考え方を変更せず、必要な時点修正を行うこととする。

第2期までの主な記載事項

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 入所系サービス
- 相談支援サービス



第3期から法改正するにより修正予定の項目

- 利用者負担の見直し
- 障がい者の範囲の見直し
- 相談支援の充実
- 障がい児支援の強化
- 地域における自立した生活のための支援の充実